

柳井市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅・建築物の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを推進するため、住宅・建築物の耐震化を促進する事業を実施する者に対し、予算の範囲内で補助を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。ただし、第1号及び第2号に規定するものについては、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

- (1) 木造住宅 市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された、一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）のうち、木造の在来軸組工法、桝組壁工法又は伝統工法によるもので、階数が3以下のものをいう。
- (2) 多数利用建築物 市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第14条第1項第1号に掲げる建築物のうち、次に掲げる建築物をいう。
 - ア 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所で、階数が2以上、かつ、床面積の合計が500㎡以上のもの
 - イ 小学校、中学校又は中等教育学校の前期過程で、階数が2以上、かつ、床面積の合計が1,000㎡以上のもの
 - ウ 高等学校又は中等教育学校の後期過程で、階数が3以上、かつ、床面積の合計が1,000㎡以上のもの
 - エ 老人ホーム、老人短期入所施設、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター又はこれらに類するもので、階数が2以上、かつ、床面積の合計が1,000㎡以上のもの
 - オ 病院、診療所で、階数が3以上、かつ、床面積の合計が1,000㎡以上のもの
- (3) 緊急輸送道路沿道建築物 市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された、耐震改修促進法第14条第1項第3号に掲げる建築物（木造住宅を除く。）をいう。
- (4) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士の資格を有する者をいう。
- (5) 建築士事務所 建築士法第23条に規定する登録を受けた建築士事務所をいう。
- (6) 耐震判定委員会 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が耐震判定委員会設置登録要綱に基づき登録した耐震判定委員会をいう。
- (7) 補強設計 耐震診断に基づく建築物の耐震改修を実施するために必要な図書の作成（建替えを行う場合に必要図書の作成を含む。）をいう。
- (8) 木造住宅耐震改修事業 木造住宅の耐震性向上を目的として、耐震改修設計、工

事監理及び耐震改修工事を実施する事業をいう。

(9) 多数利用建築物耐震診断事業 多数利用建築物について、地震に対する安全性を評価する事業をいう。

(10) 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業 緊急輸送道路沿道建築物について、地震に対する安全性を評価する事業をいう。

(11) 緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業 緊急輸送道路沿道建築物について、耐震改修事業を実施する事業をいう。

(補助金対象事業要件)

第3条 補助金の交付対象事業は、次に掲げるものとする。ただし、山口県又は柳井市が行う他の補助金、資金貸付、利子補給金等を活用した工事の部分は、補助金の交付対象事業とはしないものとする。

(1) 木造住宅耐震改修事業

ア 一般財団法人日本建築防災協会（以下「協会」という。）による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」（時刻暦応答計算による方法を除く。）に基づく耐震診断により上部構造評点が1.0未満と診断された木造住宅を改修後1.0以上とする耐震改修であること。

イ アに示す上部構造評点は、建築士事務所に属する建築士の評価により算出される耐震改修であること。

(2) 多数利用建築物耐震診断事業及び緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業

ア 建築士事務所に所属する建築が評価する耐震診断であること。

イ アに定める評価については、建築士法第3条から第3条の3において定める各資格における範囲で建築士が実施するものであること。

ウ 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日国土交通省告示第184号。以下「基本的な方針」という）に基づく耐震診断であること。

(3) 緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業

ア 構造が耐震上著しく危険であると認められること、又は劣化が進んでおり、そのまま放置すれば耐震上著しく危険となると認められるものであること。

イ 耐震改修促進法に基づく指導を受けたもので、建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。

ウ 基本的な方針に基づく耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があると評価された建築物を、倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと評価される建築物とする耐震改修であること。ただし、国土交通大臣が基本的な方針に基づく指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法によって評価する場合においては、当該方法によるものとする。

エ ウの評価は建築士法第23条に規定する登録を受けた建築士事務所に属する建築士により評価されたものに限る。

オ ウに定める評価については、建築士法第3条から第3条の3において定める各資格における範囲で建築士が実施するものであること。

(補助金の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、前条の事業を行う者であつて、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 木造住宅又は建築物を所有する者（以下「所有者」という。）であること。ただし、特段の事由により所有者が実施できない場合は、市長が適当と認める者とする。
- (2) 市税を滞納していないこと。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次に定めるとおりとする。

(1) 木造住宅耐震改修事業

ア 補助対象額は、消費税及び地方消費税を除いた額とする。

イ 一戸当たりの補助金の額は、次に掲げる額の合計から（イ）の額を差し引いた額とし、115万円を限度とする。

（ア） 補助対象額のうち、耐震改修工事に要する経費（耐震改修設計及び工事監理に要する経費を除く。）の5分の4以内、かつ、1,000円未満の端数を切り捨てた額。

（イ） 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額。

(2) 多数利用建築物耐震診断事業及び緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業

ア 補助対象額は、1棟当り3,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）、かつ、延べ面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内、延べ面積1,000㎡を越えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内、延べ面積2,000㎡を越える部分は1,050円/㎡以内を限度とする。

イ 補助金の額は補助対象額の3分の2以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業

ア 補助対象額は、1棟当り12,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）、かつ51,200円/㎡を限度とする。

イ 補助金の額は、補助対象額の3分の2以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金交付申請等)

第6条 補助対象事業について、補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に、柳井市住宅・建築物耐震化促進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）及び補助対象事業実施計画書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、

補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、柳井市住宅・建築物耐震化促進事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、前項の申請者に通知するものとする。

（事業の着手）

第7条 補助対象事業の着手は、交付決定後に行わなければならない。

（事業の変更等）

第8条 第6条第2項の交付決定を受けた申請者（以下「補助対象事業者」という。）は、交付決定後において、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、柳井市住宅・建築物耐震化促進事業変更申請書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（事業の中止又は廃止）

第9条 補助対象事業者は、交付決定後において、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、柳井市住宅・建築物耐震化促進事業中止・廃止申請書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の変更の通知）

第10条 市長は、前2条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付決定額を変更する必要があると認めるときは、柳井市住宅・建築物耐震化促進事業補助金交付変更通知書（別記第6号様式）により、補助対象事業者に通知するものとする。

（事業の完了実績報告）

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに、柳井市住宅・建築物耐震化促進事業完了実績報告書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の完了報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、柳井市住宅・建築物耐震化促進事業補助金確定通知書（別記第8号様式）により、補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額が確定した後に行うものとする。

2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、柳井市住宅・建築物耐震化促進事業補助金交付請求書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、前項の規定による補助金（木造住宅耐震改修事業に係るものに限る。）の交付請求をするに当たり、当該補助金の受領を当該耐震改修工事を行った耐震改修工事業者に委任する場合は、前項の補助金交付請求書に補助金の受領に係る委任状（別記第10号様式）を添付しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 各申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、補助対象事業者に対し柳井市住宅・建築物耐震化促進事業補助金交付決定取消通知書（別記第11号様式）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象事業者に対し柳井市住宅・建築物耐震化促進事業補助金返還命令書（別記第12号様式）により、補助金の返還を命ずるものとする。

（書類の保管）

第14条 この補助対象事業に関する書類は、補助対象事業終了年度の翌年から起算して、10年間保存しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

（有効期間）

2 この要綱は、国又は山口県のこの事業に相当する事業が終了した日限り、その効力を失う。

（経過措置）

3 前項の規定により、効力を失った年度分までの予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月22日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年11月25日から施行する。

（経過措置）

2 耐震改修促進法第5条第1項の規定による耐震改修促進計画が改正されるまでの間は、改正前の耐震改修促進法第6条第1項第3号の建築物は、改正後の耐震改修促進法第14条第1項第3号の建築物とみなす。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。